

待機児童対策協議会参加自治体への支援施策【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度概算要求：394億円の内数)

待機児童対策協議会において、①待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組の達成状況を評価するための地域の実情に応じた評価指標（KPI）を設定し、②見える化をすることで、より強力に待機児童対策に取り組む自治体を支援する。

1. 受け皿整備等



(1) 保育所等改修費等支援事業（市区町村）〈前掲〉

賃貸物件等による保育所等を設置するための改修費等の補助基準額の高上げ

- ※ 補助基準額
賃貸物件による保育所改修費等支援事業(20名以上59名以下の場合)
35,000千円（通常27,000千円）

(2) 都市部における保育所等への賃借料支援事業（市区町村）〈前掲〉

新設の場合に限り、建物借料と公定価格の賃借料加算の乖離が2倍を超えた場合についても補助（通常は3倍）

- ※ 補助基準額 12,000千円（通常22,000千円）

(3) 待機児童対策協議会推進事業（都道府県）

保育所等の広域利用調整や公有地等の保育所等設置に係る調整や市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開を担う職員を配置

- ※ 補助基準額 2,678千円
- ※ 補助割合 国：1/2、都道府県：1/2

2. 保育人材の確保



(1) 潜在保育士の再就職支援（都道府県、指定都市、中核市）〈前掲〉

保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の把握や保育人材の掘り起こしを担う職員（保育士再就職支援コーディネーター）を追加配置

- ※ 補助基準加算額 4,000千円

(2) 保育人材等就職・交流支援事業（市区町村）〈前掲〉

市区町村において、保育人材の掘り起こしを担う職員（就職支援コーディネーター）を追加配置

- ※ 補助基準加算額 4,000千円

3. 地方自治体からの提案型事業【拡充】



○新たな待機児童対策提案型事業（都道府県、市区町村）

待機児童対策協議会に参加する自治体を実施する、待機児童解消に向けた先駆的な取組を支援

- ※ 補助基準額 厚生労働大臣が認めた額（上限10,000千円の定額補助）
（事業の内容に応じて特に必要と認められる場合は上限20,000千円の定額補助【令和3年度要求で拡充】）
- ※ 補助割合 国：10/10

KPI項目・指標及び見える化

設定及び見える化するKPI項目・指標は、待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組であって、地域の実情に応じた達成状況の見える化に適したものとす。

「1. 受け皿整備等」に関するKPI（例）

- ✓ 待機児童数（対前年度減）（市区町村）
- ✓ 認可保育所等に移行した認可外保育施設数（市区町村）
- ✓ 広域利用に係る協定の締結を目指す各市区町村の施設ごとの市境を越えた受け入れ児童数（都道府県、市区町村）

「2. 保育人材の確保」に関するKPI（例）

- ✓ 保育士養成校の卒業生の保育所等への就職件数の増加数（都道府県）
- ✓ 潜在保育士の「保育士・保育所支援センター」への新規届出件数（都道府県）
- ✓ 「保育士・保育所支援センター」への求人登録の件数（都道府県）
- ✓ 保育士の平均勤続年数（都道府県、市区町村）

